

第3章 紀州徳川家の時代



時代区分	旧石器・縄文・弥生時代
	古墳時代
	飛鳥・奈良・平安時代
	鎌倉・室町時代
	戦国・安土桃山時代
	江戸時代
明治・大正・昭和(戦前)時代	
昭和(戦後)・平成時代	



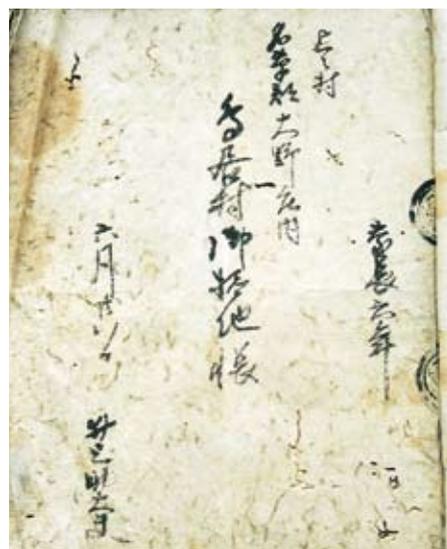
慶長の検地

天正の検地

検地とは、豊臣・徳川政権などが財政基盤を確立するために、田畑を調査・測量したことをいいます。検地の結果は、1村ごとにまとめた土地台帳である検地帳に記入されました。検地帳には、土地の1筆(1区画の土地)ごとに地名、等級(上・中・下・下々)、面積、石高、耕作者などが記入され、一つの土地に権利をもつのは一人だけという「一地一作人」の原則にもとづいて年貢を納める責任者を決めました。

豊臣秀吉が行った検地(太閤検地)の基準は、これまでの1段(反)360歩を300歩に改め、6尺3寸(約191cm)を1間とし、1間四方を1歩、36歩を1畝、10畝を1段、10段を1町としました。なお、江戸時代には、1歩は、6尺(約182cm)四方に改められました。

現在、県内で残っている最も古い検地帳の写しは、1587(天正15)年の「紀州日高郡江川村検地帳」です。この検地帳では、上・中・下などの等級は記されず、面積も「一反」・「半」・「三畝」などのように大まかに記されています。



*1 名草郡鳥居村検地帳



検地帳

慶長の検地

1600(慶長5)年10月、紀伊国に入国した浅野幸長(あさの よしなが) (上田・中田など土地の等級や耕作者名などが記されています)は、翌年6月から10月にかけて全領域の検地を実施しました。

その基準は6尺3寸四方を1歩とする太閤検地と同じものでした。幸長の行った検地は1601(慶長6)年6月から7月にかけて名草郡からはじめられました。那賀郡が7月から8月、海士郡と伊都郡が8月、有田郡と日高郡が8月から9月、牟婁郡が9月から10月と検地が行われました。この検地は、天正の検地と違い徹底して行われました。田畑の等級は太閤検地の上・中・下・下々の4段階の上に「上々」が加えられ、石盛も1591年の高野山寺領の検地帳と比較すると、いずれの村も高くなっています。

また、石盛は紀伊国全体が同じではありませんが、上々田を例にみると村によって違いがあるものの、一般的に名草郡・那賀郡・海士郡では1石9斗、伊都郡では1石8斗5升から1石7斗5升、有田郡になると1石7斗が多く、1石7斗5升の村もあります。日高郡でも1石7斗5升から1石7斗、さらに南の

*1 この検地帳は、鳥居村(海南市)で、1601(慶長6)年につくられた。
 *2 1段あたりの標準収穫量のこと。

牟婁郡では1石7斗が多く、全体的に石盛は「北高南低」の傾向がみられます。

慶長検地の打出しと家改め

1601年の検地によって、紀伊国の検地 高は37万6,562石5斗8升6合となりました。この検地高には、同じ紀伊国内でも浅野氏の領地ではない高野山寺領の2万1,000石は含まれていません。この石高と天正検地の石高を比較すると、慶長検地では大幅な打出しがあったことがわかります。

天正検地からわずか数十年で急激に石高が増加しているのは、耕地が増えたからではなく、豊臣政権のもとで検地奉行として活躍した浅野氏が検地を厳しくしたからです。たとえば、日高郡江川村（日高川町）の場合、1587年の検地では374石3斗1升であったのに、1601年の検地では728石5斗1升と2倍近くの石高になっています。また、牟婁郡下尾井村（北山村）は、33石8斗5升から148石7斗7升7合と約5倍近くに増加しています。このように浅野氏の検地は、どの村でも天正検地に比べてきびしく、多くの打出しがあったと考えられます。

ところで、浅野氏は検地と並行して家改めを行いました。家改めは、村ごとに農民がどれだけ労役を負担できるかを知るために調査したもので、検地帳の帳尻（一番後ろの部分）に家数とその内訳（身分・職業など）を記入し、課役負担者を「本役」「役」「役人」「役家」（高野山寺領では公事家）とよびました。こうして浅野氏は検地（土地調査）と家改めによって土地の生産力と労働力を調べ、その支配権を確立しました。

なお、田辺城を守備した浅野知近は、牟婁郡で2万2,488石余のほか、日高・有田・名草郡を合わせて3万石を領し、田辺を中心とした地域を支配しました。また、新宮城を守った浅野忠吉も2万8,000石を領して新宮を中心に紀伊半島南部の守りを固めています。ちなみに、浅野氏の作成した検地帳は、1619（元和5）年に入国した徳川氏にもそのまま利用されました。



わかやまの知識



【近世田辺の記録】

田辺市には、『田辺町大帳』と『万代記』『御用留』と名づけられた、江戸時代の記録が多く残っていて、県の文化財に指定されています。おもに江戸時代をとおして、公式の記録として年々つづけて書かれ、大事に保管されてきたもので、現在は闘雞神社の所蔵です。

町会所と大庄屋所という役所で、おもに伝達書や報告書などを書き写してまとめたものですが、これらの文書によって、田辺の城下町と、それに隣接した田辺組という農村部を中心に、武士と農民・町人との関係、土地のできごと、人々の生活や活動のようすなどを知ることができます。

原文はくずし字で書かれていて、読みにくいのですが、今は活字で印刷された書物ができていて、図書館などで見られるようになりました。

『田辺町大帳』130冊は、城下町田辺の町会所の記録で、1585（天正13）年から1866（慶応2）年までにおよんでいます。

『万代記』105冊は、田辺組大庄屋所の、1471（文明3）年から1839（天保10）年までの記録で、一応整理されています。『御用留』44冊は、1840（天保11）年から1869（明治2）年までの記録です。

このように、都市と農村の両方の近世初期から明治初年までの史料がそろっているのは田辺だけです。

* 1 検地によって新たに追加された石高のこと。
* 2 農民調査のこと。